

I. 居宅介護支援事業所における「特定事業所集中減算」について

平成 20 年度後期分の特定事業所集中減算に係る届出書は、下記の提出期限までに県高齢福祉保険課介護事業者グループへ提出してください（改めて通知は行いませんので、忘れずに提出してください）。

提出期限 平成 21 年 3 月 15（日）消印有効（期限厳守）

※様式等については、県高齢福祉保険課ホームページに掲載しています。

⇒http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/welfare/kaigo_hourei_tsuuchi.html

II. 通所系サービスに係る「事業所規模による区分」について

通所介護及び通所リハビリテーションにおいては、「事業所規模による区分」により介護報酬を算定することとなっています。

この「事業所規模による区分」は、前年度の 1 月当たりの平均利用延人員によって判断することになっており、すべての通所介護事業者及び通所リハビリテーション事業者においては、平成 21 年 4 月からの報酬算定にあたり、平成 20 年度における 1 月当たりの平均利用延人員を算出し、その結果、これまで県に届け出ている区分に変更を生じる場合は、**平成 21 年 3 月 25 日**までに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」により届出してください。

III. 居宅サービス（特定施設入居者生活介護を除く）におけるサービス利用前の健康診断の扱いについて

居宅サービス（特定施設入居者生活介護を除く）については、通常相当期間以上にわたって集团的な生活を送るサービスではないことから、必ずしも健康診断書の提出等による事前の健康状態の把握が不可欠であるとは言えませんが、サービス担当者会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提供等によっても健康状態の把握ができない場合に事業者として利用申込者に健康診断書の提出を求めることは可能であり、その費用の負担については利用申込者とサービス提供事業者の協議によるものです。

しかし、そうした求めに利用申込者が応じない場合であっても、一般的にはサービス提供拒否の正当な理由に該当するものではありません。

例えば、利用申込者に対して「事業者が指定した医療機関で健康診断を受診しなければ、サービスの利用ができない」と説明することは不適切です。

仮に事業者が医療機関を指定し、利用申込者がその医療機関で健康診断を受診しない場合であっても、そのことをもってサービスの提供を拒否することは介護保険法上認められません。

IV. 施設サービス及び特定施設入居者生活介護におけるサービス利用前の健康診断の扱いについて

施設サービス及び特定施設入居者生活介護サービスについては、利用者が相当期間以上集団的な生活を送ることが想定されることから、健康診断書の提出等の方法により利用申込者についての健康状態を把握することは必要と考えられ、主治医からの情報提供等によっても必要な健康状態の把握ができない場合には、別途利用者に健康診断書の提出を求めることは可能であり、その費用については原則として利用申込者が負担すべきものです。

ただし、この場合でも、利用申込者の負担軽減の観点からも、第一にサービス担当者会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提供といった介護保険制度の活用に努めることが望ましく、事業者が、安易に健康診断書の提出を求めるといった取扱いは適切ではありません。